資料 16

令和７年１０月７日
こども未来部児童相談体制連携調整担当

新たな児童相談体制構築に関する都区協議について

１　概要

区は、新たな児童相談体制の構築に向け東京都と協議を進めてきたが、今般、都区双方で基本合意書（案）を取りまとめた。

２　都区協議の経過

都区連携方針会議 （部・課長級）	①	スケジュール・協議項目の確認
	②	基本合意書（区案）の確認・協議
	③	基本合意書（調整案）の確認・協議
	④	基本合意書（案）の最終確認

３　主な合意内容案

項目	主な内容
序文	○　東京都と江東区は一体的な児童相談体制を構築するため、江東区が策定した「江東区児童相談所基本構想」及び「江東区児童相談所基本計画（素案）」の基本方針を踏まえること ○　都区は４つの理念を共有したうえで、次のとおり基本的事項に合意する。
１　一体的、重層的な児童相談体制の構築	（１）管轄区域…現江東児童相談所の所管区域を江東区１区のみに変更し、現在の江東児童相談所は、区施設の開設に合わせてすべての機能を移す。
	（２）機能強化…区は虐待の未然・再発防止等、都は専門的アセスメント及び重症ケースへの対応等を強化・充実
	（３）都区職員間の連携…施設設計の工夫等で、顔の見える関係性を構築し、連携を強化
	（４）児童相談所による地域支援の充実…要保護児童対策地域協議会等への児童相談所職員の積極的な出席
２　「迅速性」「一貫性」のある支援体制	（１）窓口の一元化…わかりやすい虐待通告・相談窓口を整備
	（２）相談援助活動の合同実施…都区合同で日常的な相談援助活動を実施

3　専門性の高い相談支援	○　専門性に基づく多角的な支援体制を構築 ○　こどもの心の回復や虐待の再発防止のため、心理ケア等の提供を充実させる
4　こどもの権利擁護	（1）パーマネンシー保障に向けた取組…永続的で安定した養育環境の保障に取り組む
	（2）里親制度の推進…里親・特別養子縁組を通じた支援、養育家庭のリクルート強化
	（3）一時保護所における権利擁護…一時保護所の運営について、こどもの権利を最大限尊重
5　安定的な組織づくり	（1）職員配置と相互人事交流…都は児童福祉司等を政令基準等に基づき配置し、その上で都区が緊密な連携のもと、児童相談所を運営。区は管理職を含め区職員の派遣配置を行い、これにより政令基準等を上回る職員配置を実現
	（2）職員を守る仕組みの構築…職員の心身を守るという考えのもと、自身をケアする研修等の実施や、職員が働きやすい必要かつ十分な広さと機能を備えた執務空間の整備
6　施設の整備	（1）施設の全体像…区が新たに設置する施設を都が借用することを前提に協議。区のこども家庭センター（児童福祉機能）・子ども家庭支援センター・都の児童相談所からなる複合施設とし、都区の施設間連携を担当する区の管理職を配置。新たに整備する一時保護所は、原則として江東区児童が利用
	（2）費用負担…協議の上、双方適正な費用を負担
	（3）地域に開かれた施設…地元住民等への情報提供のための機会を設定
7　その他の項目	上記事項以外の項目についても引き続き協議する

4　今後のスケジュール

令和7年度　　基本合意書 調印
令和8年度～　　基本・実施設計
令和10年度～　　工事開始
令和12年度以降　　開設